

随意契約に係る情報の公表（工事）

工事の名称、場所、期間及び種別	契約職等の氏名、部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
<p>30MN大型構造部材万能試験機油圧源装置等改修工事</p> <p>国立研究開発法人土木研究所 構造物実験施設</p> <p>平成28年09月15日 ～ 平成29年03月29日</p> <p>茨城県つくば市南原 1番地 6</p> <p>機械設備工事</p>	<p>契約職 国立研究開発法人土木研究所</p> <p>理事長 魚本健人</p>	平成28年09月14日	<p>(株) 島津製作所 東京支社</p> <p>東京都千代田区神田錦町1丁目3</p> <p>6130001021068</p>	<p>本工事は、国立研究開発法人土木研究所構造物実験施設に設置されている30MN大型構造部材万能試験機（以下「本試験機」という。）を構成する各種装置のうち、経年的な劣化等により不具合の発生している油圧源装置等の改修を行うものである。</p> <p>本試験機は、(株) 島津製作所（以下、「特定法人」という）が独自に管理保有している技術を基に、当所の研究目的を達成するために設計・開発・製作・設置を一貫して行ったもので、その製造段階において特定法人が有する技術的ノウハウが多数使用されており、改修にあたっては特定法人のみが保有する技術が必要である。また、特定法人以外には、1) 特定法人が保持する著作権者人格権等に抵触せずに施工が可能であること、2) 本試験機に係る性能検査・試験等が可能であること、3) 当所からの本試験機に関する問い合わせに対応できることなどの条件を満たす者がいないと判断されることから、上記特定法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定とした。</p> <p>特定法人以外の者で、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、特定法人が本工事を遂行できる唯一の者であると確認された。</p> <p>よって、国立研究開発法人土木研究所会計規定第52条第4項第1号（国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第2号二）の規定により、上記特定法人と随意契約するものである。</p>	137,073,600	136,998,000	99.9%					
<p>H28大型構造物繰返し載荷試験機等改修工事</p> <p>国立研究開発法人土木研究所 構造物実験施設</p> <p>平成29年01月12日 ～ 平成29年03月29日</p> <p>茨城県つくば市南原 1番地 6</p> <p>機械設備工事</p>	<p>契約職 国立研究開発法人土木研究所</p> <p>理事長 魚本健人</p>	平成29年01月11日	<p>(株) 島津製作所 東京支社</p> <p>東京都千代田区神田錦町1丁目3</p> <p>6130001021068</p>	<p>本工事は、国立研究開発法人土木研究所構造物実験施設に設置されている大型構造物繰返し載荷試験機及び構造物繰返し載荷試験装置（以下「本試験機」という。）を構成する各種装置のうち、経年的な劣化等により不具合の発生している大型構造物繰返し載荷試験機については冷却水配管・クーリングユニット等の改修、構造物繰返し載荷試験装置については制御PCの更新を行うものである。</p> <p>本試験機は、(株) 島津製作所（以下、「特定法人」という）が独自に管理保有している技術を基に、当所の研究目的を達成するために設計・開発・製作・設置を一貫して行ったもので、その製造段階において特定法人が有する技術的ノウハウが多数使用されており、改修にあたっては特定法人のみが保有する技術が必要である。また、特定法人以外には、1) 特定法人が保持する著作権者人格権等に抵触せずに施工が可能であること、2) 本試験機に係る性能検査・試験等が可能であること、3) 当所からの本試験機に関する問い合わせに対応できることなどの条件を満たす者がいないと判断されることから、左記特定法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定とした。</p> <p>特定法人以外の者で、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、特定法人が本工事を遂行できる唯一の者であると確認された。</p> <p>よって、国立研究開発法人土木研究所会計規定第52条第4項第1号（国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第2号二）の規定により、左記特定法人と随意契約するものである。</p>	22,993,200	22,896,000	99.6%					